第四十八条の十一の七中「第三百二十一条の八第十二項」を「第三百二十一条の八第十項」に、「第五十三条第十二項」を「第五十三条第十項」に改める。

第四十八条の十一の八中「適格合併等に係る合併法人等における法第三百二十一条の八第十二項」を「法第三百二十一条の八第十項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第九項の法人の同条第十項」に、「第五十三条第十二項」を「第五十三条第九項」に、「法第三百二十一条の八第九項」を「法第三百二十一条の八第十二項」に改める。

第四十八条の十一の九中「第三百二十一条の八第十五項」を「第三百二十一条の八第十二項」に改める。

第四十八条の十一の十中「第三百二十一条の八第十六項」を「第三百二十一条の八第十二項」に、「第五十三条第十六項」を「第五十三条第十三項」に改める。

第四十八条の十一の十一中「適格合併等に係る合併法人等における法第三百二十一条の八第十六項」を「法第三百二十一条の八第十三項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第十二項の法人の同条第十三項」に、「第五十三条第十六項」を「第五十三条第十三項」に、「法第三百二十一条の八第十六項」を「法第三百二十一条の八第十二項」に改める。

第四十八条の十一の十二中「第三百二十一条の八第十九項」を「第三百二十一条の八第十五項」に改める。

第四十八条の十一の十三中「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第十六項」に、「第五十三条第二十項」を「第五十三条第十六項」に改める。

第四十八条の十一の十四中「適格合併等に係る合併法人等における法第三百二十一条の八第二十項」を「法第三百二十一条の八第十六項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第十五項の法人の同条第十六項」に、「第五十三条第二十項」を「第五十三条第十五項」に、「法第三百二十一条の八第二十五項」を「第三百二十一条の八第二十項」に改め、同条第二項中「若しくは第百四条第一項」を削り、「、法第三百二十一条の八第四項の規定による申告書又は同条第五項の規定による申告書（法人税法第百四条第一項の規定による申告書に係るものに限る。）」を「又は法第三百二十一条の八第四項の規定による申告書」に改める。

第四十八条の十三第一項中「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同条第二項中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に、「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同条第三項中「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同条第四項中「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に、「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に改め、同条第五項及び第六項中「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同条第七項各号列記以外の部分中「適格事後設立法人」を「現物分配法人」に、「事後設立法人」を「適格現物分配」に、「事後設立」を「適格現物分配」に改め、同項第一号中「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改め、同項第三号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第十七項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第十九項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第二十項、第二十一項及び第三十二項中「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同条第三十三項中「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に、「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改める。

第四十八条の十四及び第四十八条の十四の二第一項中「第三百二十一条の八第三十六項」を「第三百二十一条の八第三十一項」に改める。

第四十八条の十四の三の見出し及び同条第一項中「第三百二十一条の八第三十七項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に改める。

第四十八条の十四の四の見出しを「（法第三百二十一条の八第三十二項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算）」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第三十七項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に、「同条第三十七項」を「同条第三十二項」に改める。

第四十八条の十四の五の見出しを「（法第三百二十一条の八第三十三項第三号に規定する政令で定める事実）」に改め、同条中「第三百二十一条の八第三十八項第三号」を「第三百二十一条の八第三十三項第三号」に改め、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　特別清算開始の決定があつたこと。

第四十八条の十四の六の見出し及び同条第一項中「第三百二十一条の八第四十項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改める。

第四十八条の十四の七の見出しを「（法第三百二十一条の八第三十五項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算）」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第四十項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に、「同条第三十八項」を「同条第三十三項」に改める。

第四十八条の十五第一項中「第三百二十一条の八第四十一項」を「第三百二十一条の八第三十六項」に改める。

第四十八条の十五の二第一項第一号中「第三百二十一条の八第三十一項（同条第三十三項を「第三百二十一条の八第二十六項（同条第二十八項」に、「同条第三十四項」を「同条第二十九項」に、「第三百二十一条の八第三十二項（同条第三十三項」を「第三百二十一条の八第二十七項（同条第二十八項」に改め、同項第二号中「第三百二十一条の八第三十一項又は第三十二項」を「第三百二十一条の八第二十六項又は第二十七項」に改める。

第四十八条の十五の三第一項各号及び第四十八条の十五の四第一項各号中「条約相手国等」を「条約相手国」に改める。

第五十一条の十五の七を削る。

第五十一条の十五の八（見出しを含む。）中「第三百四十八条第二項第四十一号」を「第三百四十八条第二項第四十二号」に改め、同条を第五十一条の十五の九（見出しを含む。）とする。

第五十一条の十五の十（見出しを含む。）中「第三百四十八条第二項第四十四号」を「第三百四十八条第二項第四十三号」に改め、同条を第五十一条の十五の十とする。

第五十六条の六十八第一項中「精神障害者である短時間労働者（」を「心身障害者である短時間労働者（短時間労働重度心身障害者を除く。）に、「短時間労働精神障害者」を「短時間労働心身障害者」に改め、「総数」の下に「に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数」を加え、同条第二項第一号中「第七十二条の二」を「第六十九条」に改め、同項第二号中「第四十三条第一項」を「第四十三条第三項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第五十六条の八十八の二第一項中「四十七万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「十二万円」を「十三万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項を次のように改める。

法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者（法第七百三条の四第十一項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。）の数の合計数に三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額（次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合には、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数に二十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額）とする。

第五十六条の八十九第二項中「第七百三条の五第一項に規定する基準」を「第七百三条の五に規定する基準」に改め、同項第二号中「イ又はロ」を「イからハまで」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円を超えない世帯　十分の七